

令和4年6月16日

指定障害福祉サービス事業所 管理者
指定障害者支援施設 管理者
指定障害児通所支援事業所 管理者
指定障害児入所施設 管理者
指定地域相談支援事業所 管理者
様

(横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市所管域を除く。)

神奈川県福祉子どもみらい局
福祉部障害サービス課長
(公印省略)

「指定障害福祉サービス事業者等自己点検シート」による自己点検
の実施について (通知)

本県の障がい福祉行政の推進につきましては、日頃格段の御協力をいただき、
厚くお礼申し上げます。

さて、本県では障害福祉サービス等の適正な事業実施に向けて、「指定障害福
祉サービス事業者等自己点検シート」の更新を行い、県ホームページに掲載しま
した。

については、貴事業所又は貴施設が提供する全てのサービスについて、サービ
スの種別毎に同シートの「運営編」及び「報酬編」のダウンロードを行い、毎年1
回以上、自己点検を実施していただきますようお願いします。

なお、詳細については、別紙をご覧ください。

<指定障害福祉サービス事業者等自己点検シートの掲載場所>

県ホームページ > 分類から探す > 産業・働く > 業種別情報：介護・
福祉サービス業 > 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた
めの法律等に基づく実地指導 > 1 指定障害福祉サービス事業者等自己
点検シート

(<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dn6/cnt/f7259/index.html>)

問合せ先

監査グループ 頼住、小林

電話 045-210-4736

ファクシミリ 045-201-2051

指定障害福祉サービス事業者等自己点検について

1 対象

神奈川県が指定を行った、次に掲げる全ての事業所及び施設を運営する事業者

- (1) 指定障害福祉サービス事業所
- (2) 指定障害者支援施設
- (3) 指定障害児通所支援事業所
- (4) 指定障害児入所施設
- (5) 指定地域相談支援事業所

2 内容

県ホームページに掲載された指定障害福祉サービス事業者等自己点検シートのダウンロードを行い、同シートの点検項目について記入してください。同シートは、事業所の人員、設備及び運営基準並びに報酬算定基準等に準じているため、基準への適合状況を事業所又は施設（以下「事業所等」という。）自らが点検することができます。

同シートは、サービスの種別毎に「運営編」と「報酬編」がありますので、各事業所等は運営する全てのサービスについて実施してください。

3 実施時期

7月1日に現存する事業所等（当該年度の6月1日以降に新規に指定を受けた事業所等を除く。）は、7月末までに6月の運営状況の点検を毎年度行ってください。

当該年度の6月1日以降に新規に指定を受けた事業所等については、指定の翌月分について翌々月の月末までに点検を行ってください。

例) 令和4年7月1日付け新規指定の場合

8月分の運営状況について、9月末までに点検を行ってください。

4 自己点検シートの保管及び提出

点検実施後は、その点検結果を記入した自己点検シートを事業所等に次年度の自己点検実施時まで保管してください。原則として提出は不要ですが、県が実施する「実地指導」等の際には、事前提出資料として提出していただきます。

その他、提出が必要な場合には、県から連絡いたします。

5 その他

自己点検シートのダウンロードを行い印刷する際は、プリンターの設定等により、ページの区切り等が最適にならない場合がありますので、プリンターの設定を調整のうえ、印刷していただきますようお願いします。